

認可外保育施設にかかる幼児教育の無償化の対象施設数の見込について

平成29年7月4日時点

認可外保育施設の種類			施設数	① うち証明書・通知 発行	② うち月極 設定有	③ うち4歳 以上受入	④ うち28.8.1 以前開設	⑤ うち4・5歳 5人以上	⑥ 無償化 対象	対象 施設数	対象 児童数
届出対象 施設	ベビー ホテル	5名以下施設	1	1	0	0	0	0	対象	0	0
		ベビーホテル(一時)	5	3	1	1	1	0	対象外	0	0
		ベビーホテル(夜間・宿泊)	34	18	18	18	18	10	対象	10	94
	その他		103	69	67	55	54	27	対象	27	633
	事業所内保育施設		2	1	1	1	1	1	対象	1	11
	企業主導型保育事業		39	8	8	5	0	0	対象	0	0
	居宅訪問型保育事業		24	4	1	1	1	1	対象外	0	0
届出対象外 施設	事業所内保育施設	院内	38	31	29	20	20	8	対象	8	57
		その他	26	20	20	19	19	1	対象	1	5
	一時預かり事業		1	1	0	0	0	0	対象外	0	0
	事業者が顧客のために設置する施設		7	4	0	0	0	0	対象外	0	0
	幼稚園併設施設		2	2	2	0	0	0	対象	0	0
合 計			282	162	147	120	114	48		47	800

①平成29年4月1日時点で認可外保育施設指導監督基準を満たしている証明書または通知が本市から発行されていること

②継続した教育・保育を提供するため月極利用を設定していること

③無償化の対象となる4・5歳児を受け入れていること

④教育・保育内容の実績を評価するので1年以上の運営実績があること(公募を平成29年8月から開始するので平成28年8月1日時点で開設していること)

⑤集団保育の確保のため4・5歳児を5名以上受け入れていること。(この表では平成29年3月31日または4月1日時点の児童数で把握)

⑥ベビーホテル(一時)、一時預かり事業、事業者が顧客のために設置する施設は継続的な利用でないため対象外

居宅訪問型保育事業は利用者の自宅での1対1での保育であり、集団保育が確保できないので対象外

(参考) 区別状況

	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区	東淀川区
施設数	36	11	13	2	28	33	5	5	20	7	4	15	9
対象施設数	6	3	3	1	3	5	1	0	4	0	0	3	0
	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区	合計	
施設数	6	7	8	9	9	13	7	17	3	11	4	282	
対象施設数	1	1	0	4	1	2	2	4	1	1	0	46	